

**合併前の上越市の区域における  
地域自治区についての市民説明会 資料  
(改訂版)**

～地域自治区の制度案～

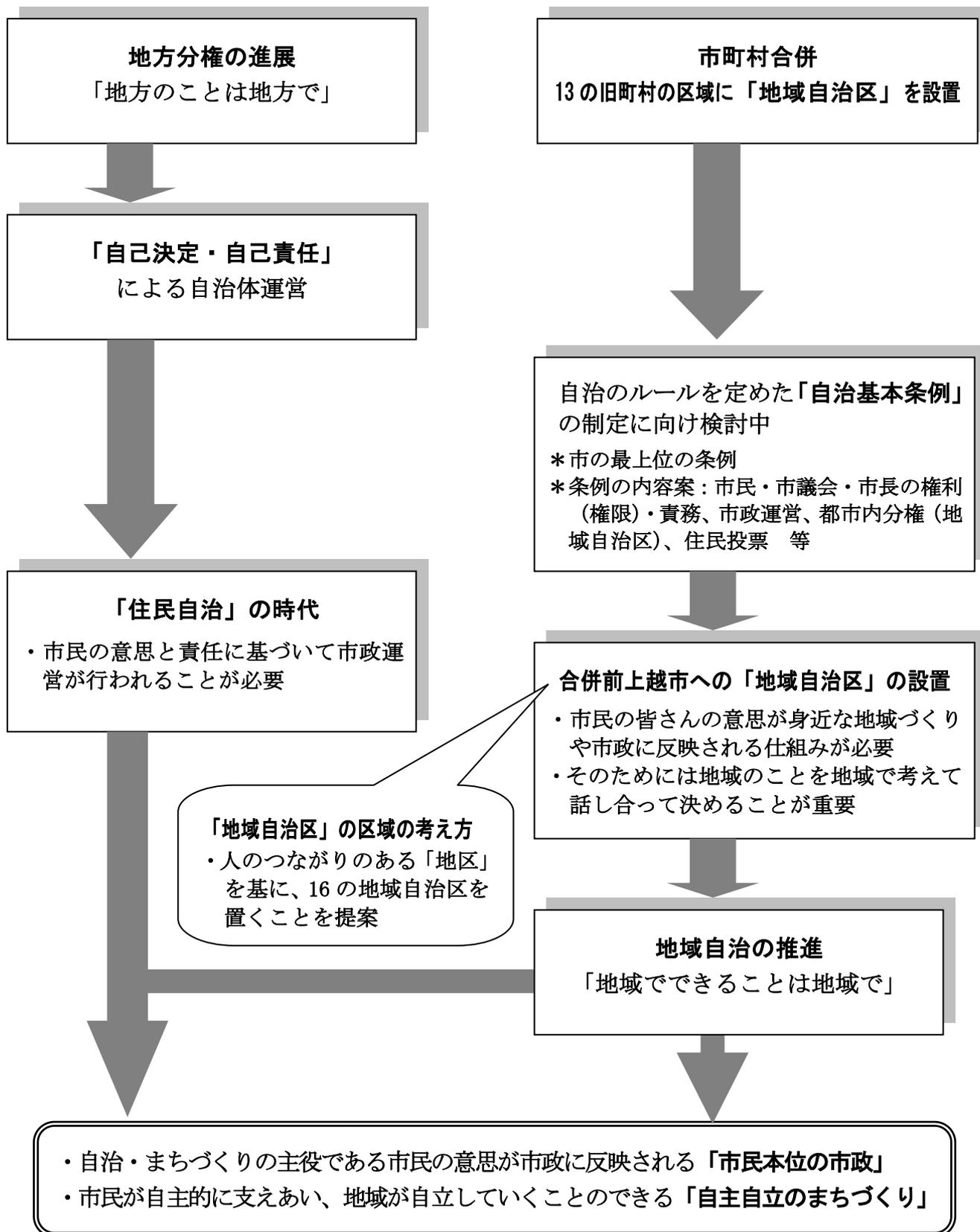
平成19年11月

上越市

# 合併前上越市の区域における「地域自治区」の設置に向けて

《地方自治を取り巻く状況変化》

《上越市の取組方向》





## 市民説明会における主な意見・質問に対する考え方について

### 1 地域自治区設置の必要性

#### 【意見・質問】

- 既に市には市民の声を市政に反映させる様々な仕組みがある中で、これ以上同じような仕組みは必要ないのではないか。

- 少子化・高齢化の進展など社会経済情勢が大きく変わり、市の財政状況も厳しさを増す中で、市では「できること」「できないこと」について、市民の皆さんにしっかりと説明責任を果たしていかなくてはなりません。
- そこで、地域自治区に置かれる地域協議会において、地域の皆様に市の考え方を説明した上で、「地域にとって何が必要なのか、どうしたらよいのか」という点から議論していただき、その結果を市政に反映させていきたいと考えます。
- また、そのことを通じて、将来に向けて「地域のことは地域で」取り組む機運を醸成していくことが大切であると考えます。

#### 【意見・質問】

- 合併前の上越市の地域自治区には 13 区のような地域事業費\*の配分がない中で、設置する意義はあるのか。

- 地域事業費の有無に関わらず、地域自治区において、地域のコミュニティを活性化し、地域が元気になっていくという地域振興の視点から、地域の皆さんが議論していただくことは重要です。市としても、取りまとめられた意見については、真摯に受け止めていきます。
- 今後、準備期間を経て地域自治区ごとの地域振興に取り組む計画としています。

※地域事業費とは、合併に当たり当時の 13 町村がそれぞれの総合計画で予定する事業について、合併後の実施を担保するために、新市における普通建設事業費を配分する仕組みとして設けたものです。

### 2 地域自治区の区域について

#### 【意見・質問】

- なぜ昭和の大合併前の旧町村単位とするのか。

- 地域自治区は「地域のことを地域で決める」ために設置するものです。
- このため、区域の要素としては、人のつながり等によって地域住民が自らの「地域」と思えるような区域であることを優先することとしました。
- 区域の設定に当たっては、人口の多い少ないに関わらず、各種の活動等を通じて、より多くの市民にとって生活にかかわりのある 16 の「地区」を基本とします。

### 3 地域協議会について

#### (町内会長協議会・地区振興会との関係)

##### 【意見・質問】

- 地域協議会と町内会長協議会や地区振興会の違いは何か。屋上屋を重ねることにならないか。

- 地域自治区に置かれる地域協議会は、市長が地域のご意見をお聴きしたいときに意見を求めることのできる、いわばルール（法律・条例）に基づく相談相手と言う点において、町内会長協議会や地区振興会と異なる組織とすることができます。
- なお、地域協議会は、町内会長協議会等の活動を妨げるものではなく、町内会長等からの意見はこれまでどおりお聴きします。

#### (市議会との関係)

##### 【意見・質問】

- 地域協議会と市議会の違いは何か。

- 地域協議会は、市長の権限の中における、地域の相談相手（附属機関）です。一方、市議会は市長と同様に選挙で選ばれた議員で構成される市の意思決定を行う機関（議決機関）であり、市長とは独立対等な関係にあります。
- したがって、ある地域自治区からの意見に対して、市長が「良い案だ」と思っても、条例や予算が伴うものについては、議会に諮り、議会の議決を経て初めて事業に着手できるという仕組みになっています。
- こうした制度を担保しておくことによって、全市的な視点が保たれ、また、相互に抑制と均衡が図られることとなります。

#### (委員の選任方法について)

##### 【意見・質問】

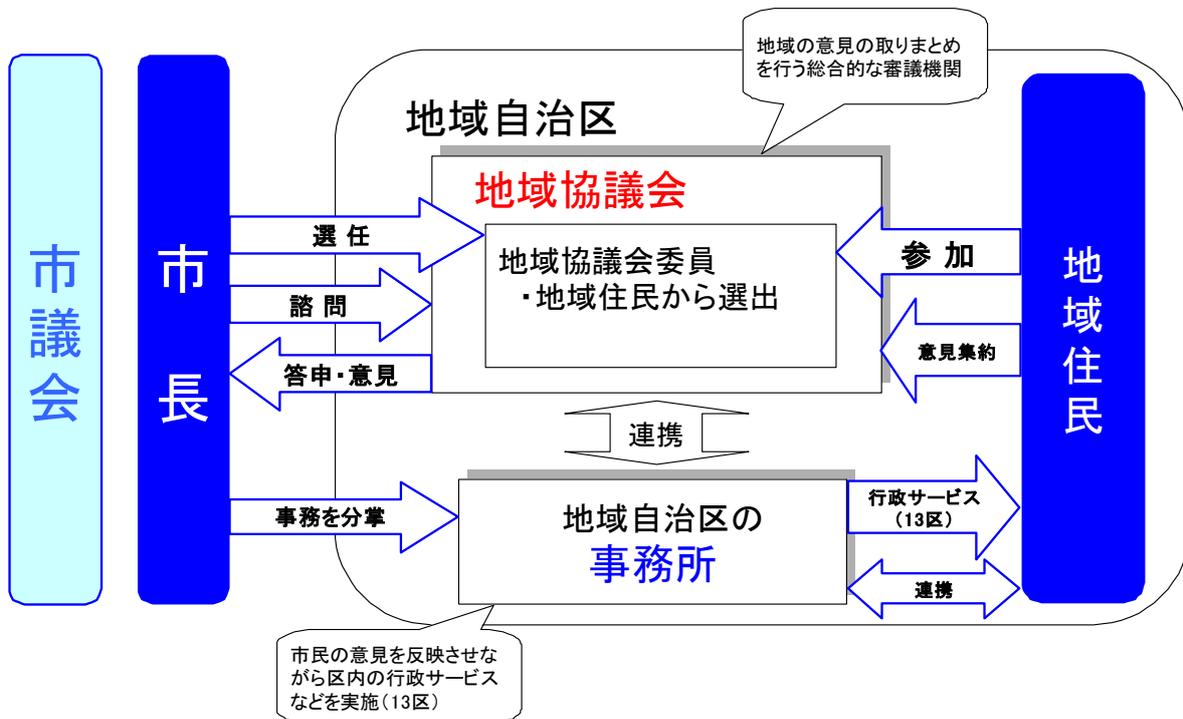
- 地域協議会は、市長の諮問機関であり、委員を選ぶ際は投票ではなく、市長が各種団体等から推薦してもらうのも一案ではないか。
- なぜ無報酬なのか。

- 地域協議会の意見が地域全体の意見であるためには、代表性を担保する仕組みが必要であり、地域協議会の委員は、地域の皆さんから選んでいただきたいという思いから、引き続き「公募公選制」とします。
- 但し、応募者が定数に満たない場合は、会議体として機能させる必要があることから、補充選任は行う予定です。
- 委員報酬は、地域協議会が地域住民の主体的な参加を求めるものであり、住民として担う自主的な活動の一環であることから、「無報酬」とします。

# 1 地域自治区設置の目的

- ◇「**地域自治区**」は地域の住民の皆さんの意見を市政に反映させるための仕組みです。
- ◇上越市では、市町村合併に際し、編入町村に住む皆さんの不安解消、さらには地域の課題に主体的に取り組み、解決していくための仕組みとして、旧町村ごとに13の地域自治区（13区）を設置しました。
- ◇今後、住民自治の一層の充実を図るためには、市民の皆さんの意思が身近な地域づくりや市政に反映される仕組みが必要であり、**地域のことを地域で考えて話し合っ**て決めることが**重要**です。
- ◇そこで、合併前の上越市の区域を含む**市内全域に地域自治区を設置**するための取組を進めています。
- ◇また、地域自治区の設置により、将来に向けて**地域のことは地域で**取り組む気運をつくることを目指しています。
- ◇このような取組により「**市民本位の市政**」「**自主自立のまちづくり**」を推進していきます。

【地域自治区のイメージ】



地域自治区には、地域の意見の取りまとめを行う「**地域協議会**」と市民の意見を反映させながら行政サービスなどを行う「**事務所**」を置くこととされています。

## 2 地域自治区の区域（案）

- ◇地域自治区は、**日常の活動が行われており、人のつながりのある「地区」の単位**で設置します。具体的には下の図のとおりです。
- ◇また、地域自治区の区域と町内会の範囲の関係は 7 ページ～8 ページのとおりです。
- ◇**住所の表示はこれまでどおり**とします。



- ◇なお、13 区の区域と住所の表示（上越市〇〇区）はこれまでどおりとします。

【地域自治区の区域と町内会の範囲の関係】

高田区
南本町1丁目
南本町2丁目
南本町3丁目
東城町1丁目
東城町2丁目
東城町3丁目
南城町1丁目
南城町2丁目
南城町3丁目
南城町4丁目
大手町
本城町
南新町
南高田町
本町1丁目
本町2丁目
本町3丁目
本町4丁目
本町5丁目
本町6丁目
本町7丁目
北本町1丁目
北本町2丁目
北本町3丁目
北本町4丁目
仲町1丁目
仲町2丁目
仲町3丁目
仲町4丁目
仲町5丁目
仲町6丁目
寺町1丁目
寺町2丁目
寺町3丁目
大町1丁目
大町2丁目
大町3丁目
大町4丁目
大町5丁目
西城町1丁目
西城町2丁目
西城町3丁目
西城町4丁目
北城町1丁目
北城町2丁目
北城町3丁目
北城町4丁目
東本町1丁目
東本町2丁目
東本町3丁目
東本町4丁目
東本町5丁目
幸町
栄町
新町
高土町1丁目
高土町2丁目

新道区
樋場
子安
子安新田
鴨島1丁目
鴨島2丁目
鴨島3丁目
稲田1丁目
稲田2丁目
稲田3丁目
稲田4丁目
下稲田
寺
大日
中田新田
上島
中々村新田
平岡
南田屋新田
北田屋新田
大道福田
富岡
藤野新田

金谷区
上門前
小滝
下馬場
朝日
黒田
灰塚
地頭方
青木
上中田
中通町
向橋
中田原
塩荷谷
儀明
上湯谷
大貫
金谷
神山
平山
飯
御殿山町
上昭和町
昭和町1丁目
昭和町2丁目
滝寺
下正善寺
中正善寺
宇津尾
上綱子
中ノ俣
上正善寺

春日区
土橋
藤巻
木田新田
藤新田
木田
新光町
岩木
大学前
教育大山屋敷宿舎
教育大世帯寮
春日山町1丁目
春日山町2丁目
春日山町3丁目
大豆
春日野
谷愛宕
春日
中門前
宮野尾牛池

諏訪区
上真砂
杉野袋
北新保
南新保
高森
諏訪
東原
鶴町
北田中
米岡
米町

津有区
四ヶ所
西市野口
戸野目古新田
門田新田
戸野目
市野江
桐原
本道
荒屋
虫川
下野田
長面
上野田
四辻町
下池部
上池部
吉岡東市野口
剣
茨沢
藤塚
新保古新田
本新保
上雲寺
下新町
上新町
池
下富川
上富川
熊塚
野尻
稲
平成町

三郷区
下四ツ屋
西松野木
長者町
天野原新田
本長者原
今池
藪野
辰尾新田
東稲塚新田
下稲塚
桜町

和田区
東木島
西木島
島田上新田
島田
島田下新田
上箱井
中箱井
岡原
下箱井
五ヶ所新田
丸山新田
下新田
西田中
寺町
石沢
大和1丁目
大和2丁目
大和3丁目
大和4丁目
大和5、6丁目
稲荷

高士区
稲谷
上曾根
下曾根
高和町
元屋敷
高津
飯田
妙油
森田
十二ノ木
北方
南方
大口
東京田

直江津区
西本町3丁目
西本町1、2丁目
西本町4丁目・御幸町
中央1丁目・あけぼの
中央1丁目・四ッ屋
中央1丁目・旭区
中央2丁目・横町
中央2丁目・本町
中央3丁目・荒川町
中央3丁目・天王町
中央4丁目・福永町
中央4丁目・沖見町
中央5丁目・塩浜町
中央5丁目・浜町
住吉町
港町1、2丁目
市之町
東雲町1、2丁目
栄町1、2丁目
石橋
石橋1、2丁目
新光町3丁目
五智1丁目
五智2丁目
五智3丁目
五智4丁目
五智5丁目
五智6丁目
雇用促進
五智新町
虫生岩戸
国府1丁目
国府2丁目
国府3丁目
国府4丁目
小丸山団地
加賀町

有田区
東小猿屋
中小猿屋
西小猿屋
三田
三田新田
三ツ橋新田
三ツ橋
福田
福田社宅
佐内町
桐ノ木社宅
三ツ屋町
安江
安江1丁目
安江2丁目
安江公営住宅
上源入
下源入
港南町
松村新田
下門前
塩屋新田
春日新田
春日新田5丁目
川原町
春日新田木町
田園

八千浦区
黒井
日之出町
上荒浜
南荒浜
下荒浜
遊光寺浜
南原
夷浜
夷浜住宅団地
西ヶ窪浜

保倉区
下百々
駒林
小泉
長岡
長岡新田
上名柄
五野井
石川
上青野
中青野
下青野
上吉野
下吉野
上五貫野
下五貫野
下名柄
岡沢

北諏訪区
飯塚
中真砂
川端
東中島
若鷹
上千原
福橋下真砂
横曾根

谷浜区
西横山
小池
西山寺
下綱子
高住
中桑取
丹原
鍋ヶ浦
吉浦
茶屋ヶ原
有間川
長浜
西戸野花立

桑取区
横畑
皆口
西谷内
北谷
土口
増沢
大淵
東吉尾
西吉尾

### 3 地域協議会（案）

#### （1）委員

##### 《定数》

◇委員の定数は次のとおりとします。

##### 【委員の定数】

地域自治区	定数	人口※
桑取区	12 人	363 人
諏訪区	12 人	1,148 人
三郷区	12 人	1,394 人
谷浜区	12 人	1,670 人
高士区	12 人	1,707 人
北諏訪区	12 人	1,720 人
保倉区	12 人	2,429 人
八千浦区	12 人	4,350 人
津有区	14 人	5,333 人
和田区	14 人	5,867 人
新道区	14 人	8,740 人
有田区	16 人	13,760 人
金谷区	16 人	14,461 人
直江津区	18 人	19,579 人
春日区	18 人	19,678 人
高田区	20 人	31,749 人
合計	226 人	133,948 人

※：平成 19 年 9 月 30 日現在住民基本台帳人口

◇この定数は、次のとおり人口規模に応じて設定しています。

◇最少の定数は、地方自治法が定めている市町村議会議員の最少定数を参考に 12 人としました。また、人数が多くなると審議が難しくなることを考慮し、最多の定数は 20 人としています。

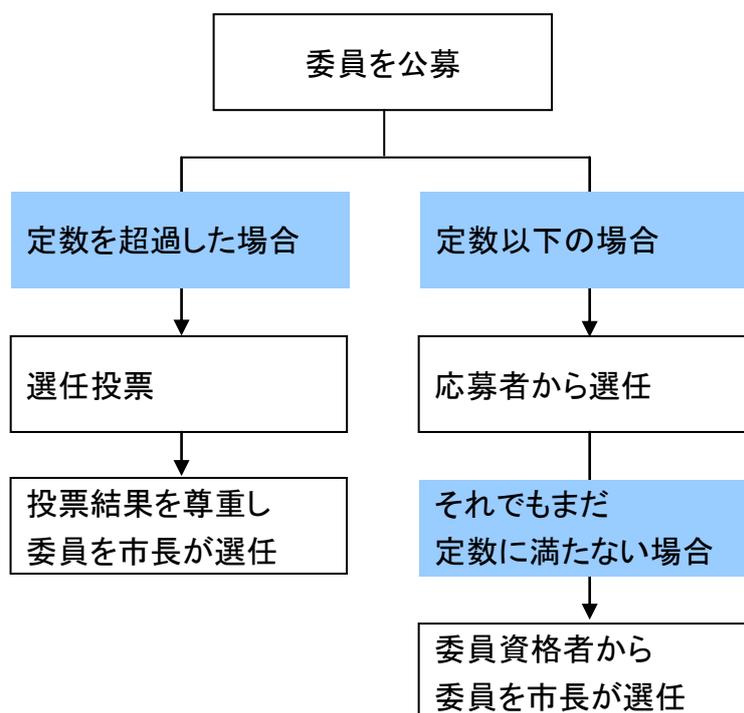
##### 【委員の定数の考え方】

人口	定数
5,000 人未満	12 人
5,000 人以上 10,000 人未満	14 人
10,000 人以上 15,000 人未満	16 人
15,000 人以上 20,000 人未満	18 人
20,000 人以上	20 人

## 《選任》

- ◇委員は市長が選任します。
- ◇委員の選任は、まずは公募を行い、応募者が定数を超えた場合は公職選挙法に準じた選任投票を行う「**公募公選制**」により行います。
- ◇委員になることができる人は、その地域自治区の区域内に住んでおり、市議会議員の候補者となることができる人です（25歳未満の人、議員、公務員などは委員になることはできません。）。

### 【地域協議会委員選任の流れ】



## 《報酬》

- ◇地域協議会は市民の皆さんの主体的な参加を期待するものであることから、委員は**無報酬**とします。ただし、交通費に相当する**費用弁償として会議1回につき1,200円**をお支払いします。

## 《任期》

- ◇地域協議会委員の**任期は4年**とします。

## (2) 権限

◇地域協議会は、地域自治区の区域に係る事務などのうち市長や教育委員会などから**諮問された事項（意見を求められた事項）**について**審議し、意見を述べる**ことができます。

◇そのうち、地域自治区の区域内の施設の設置・廃止・管理の在り方、総合計画のうち地域自治区の区域に係る重要事項の決定・変更については、市長はあらかじめ地域協議会の意見を聴かなければなりません。

◇また、地域協議会は地域自治区の区域内の課題について**自主的な審議を行い、意見を述べる**ことができます。

◇市長は、地域協議会の意見には、おおむね1か月以内に回答します。

## (3) その他

◇13区の地域協議会については、これまでどおりとします。

## 4 地域自治区の事務所（案）

### （１）事務所が行う事務

◇地域自治区の事務所では**地域協議会に関する事務**を行います。また、今後、準備期間を経て地域自治区ごとの地域振興に取り組む計画であり、その事務を地域自治区の事務所で行います。

◇その他の行政サービスは、これまでどおり各課が担当します。

### （２）事務所を置く施設

◇地域自治区の事務所は、次の要件に該当する既存の施設に置きます。

- ・地域自治区の拠点施設として適当であること。
- ・事務所の職員を兼務できる人を確保できること。
- ・地域協議会の会議を開催できること。

◇具体的には、次の施設に事務所を置きます。

#### 【地域自治区の事務所を置く施設】

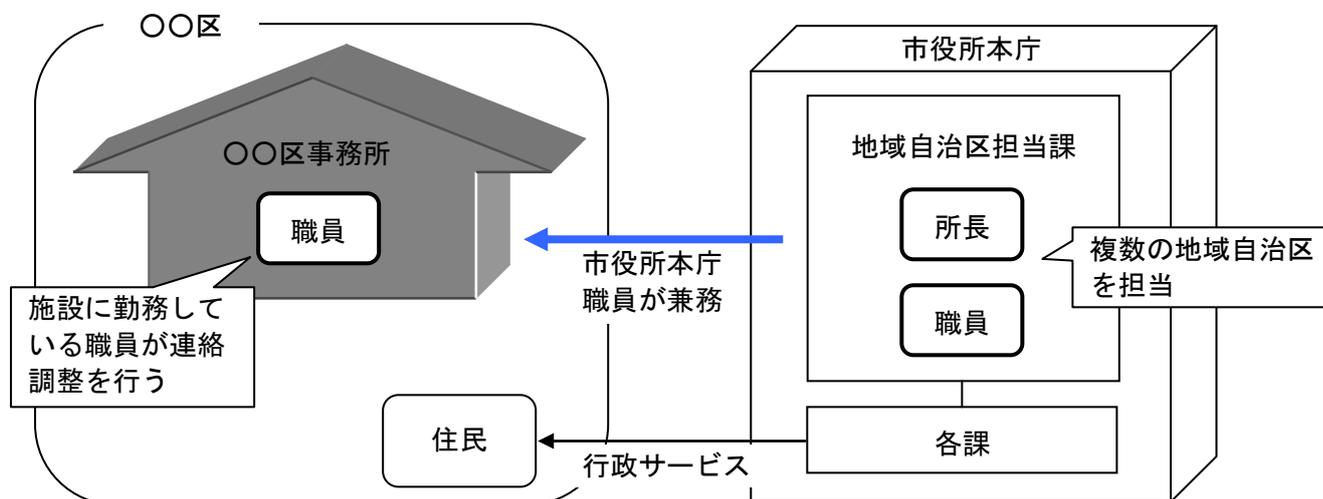
地域自治区	事務所の施設
高田区	雁木通りプラザ
新道区	公民館新道分館*
金谷区	公民館金谷分館
春日区	公民館春日分館
諏訪区	公民館諏訪分館
津有区	公民館津有分館
三郷区	公民館三郷分館
和田区	公民館和田分館*
高士区	公民館高士分館
直江津区	レインボーセンター
有田区	公民館有田分館
八千浦区	公民館八千浦分館*
保倉区	公民館保倉分館
北諏訪区	公民館北諏訪分館
谷浜区	公民館谷浜分館*
桑取区	公民館桑取分館*

注：※を付した施設は、施設整備に活用した補助金・交付金では行政庁舎として利用することが認められていないため、条例上は事務所を上越市役所等に置きます。ただし、地域協議会の開催、事務所職員の配置などにより、これらの施設を実質的な事務所として利用していきます。

### (3) 事務所の職員配置

- ◇事務所の事務は、**市役所本庁の地域自治区担当課の職員が兼務**して行います。  
また、事務所を置く施設で勤務している職員が事務所の職員を兼務し、連絡調整を行います。

【地域自治区の事務所のイメージ】



### (4) その他

- ◇13区については、これまでどおり総合事務所が行政サービスと地域協議会の事務を行います。

## 5 地域自治区設置までの流れ

・ 制度案に係る市民説明会の開催（H19. 10. 15-H19. 11. 15）



・ パブリックコメントの実施（制度案について意見を募集）



・ 地域自治区に関する条例案を市議会に提出



・ 合併前の上越市の区域を含む市内全域に地域自治区を設置  
・ 地域協議会委員を選任

【お問い合わせ先】

### 上越市企画・地域振興部企画政策課自治推進室

〒943-8601 上越市木田 1-1-3

Tel: 025-526-5111（内線 1448、1449） Fax: 025-526-8363

E-mail: [jichi@city.joetsu.lg.jp](mailto:jichi@city.joetsu.lg.jp)